

科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 「特別研究員奨励費（雇用PD等）」 の使用について各研究機関が行うべき事務等

独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（「特別研究員奨励費（雇用PD等）」に限る。）（以下「助成金」という。）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金の使用について各研究機関が行うべき事務等」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。また、雇用PD等は日本学術振興会が実施する研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業（以下「雇用支援事業」という。）に基づき、受入研究機関において雇用されている特別研究員（PD、RPD、CPD）を指す。

「特別研究員奨励費（雇用PD等）」は特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費であり、雇用支援事業に基づく「特別研究員-PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）を受入研究機関とした特別研究員（PD、RPD、CPD）（以下「PD等」という。）の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用することが可能な経費である（以下「学術条件整備」という。）。

1 研究機関が行う事務の内容

助成金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。

【費目の収支管理】

1-1 学術条件整備の費目は「その他」とする。対象となる経費の例は以下のとおり。

その他	居住地の移動に際して必要となる交通運搬費、雇用契約の締結に伴う所属機関での雇用経費、スペースチャージを含む環境整備コスト、機関内での業務軽減のための代替措置経費、人件費（研究代表者の人件費として使用することも妨げない。）等
-----	---

（1）学術条件整備の使用

【譲渡の受入】

1-2 研究代表者は、学術条件整備の助成金受領後速やかに、受入研究機関に譲渡しなければならないこととしているので、これを受け入れること。

【使途】

1-3 学術条件整備の活用にあたっては、「1-1」を参考として公正・適正かつ計画的・効率的に使用すること。

（2）学術条件整備に係る事務

【雇用制度導入機関から他の雇用制度導入機関への変更時の学術条件整備の返還及び送金】

1-4 学術条件整備の譲渡を行った研究代表者が受入研究機関を他の雇用制度導入機関に変更することとなる場合であって、未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30％に相当する額の間接経費と併せて研究代表者に返還すること。

返還する学術条件整備及び間接経費については、当該研究代表者が新たに所属することとなる雇用制度導入機関に対して、その額を通知するとともに、送金すること。

ただし、当該研究代表者が他の雇用制度導入機関に所属することとなる場合であって、助成金の支払を受けた年度の翌年度以降に学術条件整備を使用する場合、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合等には、当該学術条件整備にかかる間接経費を当該研究代表者に返還しないことができる。

【雇用制度導入機関から雇用制度導入機関ではない研究機関への変更】

1-5 雇用制度導入機関に所属していた特別研究員（P D等）が受入研究機関を雇用制度導入機関ではない研究機関に変更することとなる場合であって、未使用の学術条件整備がある場合には、学術条件整備の残額の30%に相当する額の間接経費と併せて日本学術振興会に返還すること。

ただし、当該研究代表者が雇用制度導入機関ではない研究機関に所属することとなる場合であって、助成金の支払を受けた年度の翌年度以降に学術条件整備を使用する場合、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合等には、当該学術条件整備にかかる間接経費を日本学術振興会に返還しないことができる。

【雇用制度導入機関ではない研究機関から雇用制度導入機関への変更】

1-6 雇用制度導入機関ではない研究機関に所属していた特別研究員（P D等）が受入研究機関を雇用制度導入機関へ変更することとなる場合であって、新たに学術条件整備の交付を受けようとする場合には、様式D-2-7「変更交付申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得る交付の決定を受けること。

【学術条件整備の流用の制限】

1-7 学術条件整備は特別研究員奨励費（特別研究員）への流用を認めない。

【学術条件整備の使用実績の報告】

1-8 学術条件整備の使用実績を特別研究員の実施状況報告書及び実績報告書において報告すること。

【実施状況報告等に係る手続】

1-9 各補助事業について、研究計画最終年度を除く各年度終了後、翌年度の5月31日までに、研究代表者が作成する様式F-6-1「実施状況報告書（収支状況報告書）」及び様式F-7-1「実施状況報告書（研究実施状況報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

なお、学術条件整備は受入研究機関に譲渡された額を報告すること。

【実績報告等に係る手続】

1-10 各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内）に、研究代表者が作成する様式F-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の助成金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

なお、学術条件整備については、受入研究機関による実支出額を報告すること。